

雇用保険事務手続きの照合省略にかかる研修会

令和7年2月21日



金沢公共職業安定所

◆本日の予定◆

1. 照合事務省略について
2. 雇用保険適用関係手続きに係る留意事項
3. 雇用継続給付申請手続きに係る留意事項
4. 質疑応答

雇用保険業務照合事務省略について



1. 照合事務省略の概要・目的

目的

届出の記載内容に信頼性が高いと認められる労働保険事務組合について、出勤簿や賃金台帳等との照合を省略することにより、確認業務の効率化と窓口サービスの向上を図ること。

概要

- 石川労働局に申請を行い、妥当と判断された場合に、照合省略事業所として指定
- 一定の範囲の届出について確認資料の提示が省略可能

2. 指定基準

照合事務省略指定の申請があった場合、次の基準により指定の可否を総合的に判断します。

- イ 過去1年にわたる取扱実績からみて、被保険者に関する適正な事務処理が行われており、届書の記載内容に信頼性が高いと認められる。
- ロ 雇用保険の事務処理遂行に係る組織・体制が構築されている。
- ハ 過去3年間にわたり、雇用保険関係の事務手続の処理に起因する不正受給等がなかった。
- ニ 故意又は重大な過失により、雇用保険法その他労働関係法令に係る著しい違反を犯した事例がない。
- ホ 公共職業安定所の助言・指導等に適切に対応している。
- ヘ 公共職業安定所が行う事後のサンプリング調査に協力し、求められた確認書類を遅滞なく提出する。
- ト 委託を受けている事業所数が常時10程度以上である

3. 照合事務省略の範囲

届出書		省略対象の書類
1	雇用保険被保険者資格取得届	賃金台帳 出勤簿
2	雇用保険被保険者資格喪失届	
3	〃 離職証明書	
4	〃 六十歳到達時等賃金証明書	
5	〃 休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）	

上記の届出書であっても、**下記については照合事務の省略を認めず、確認書類の添付が必要**です。

- イ 短期雇用特例被保険者に係る届出
- ロ 法人等の役員であって従業員としての身分を有する者及び事業主と同居している親族に係る届出
- ハ 6ヶ月を超えて遡及する届出
- ニ 保険事故に係る届出（離職等資格喪失後に資格取得届を届出する場合等）
- ホ 著しい不整合がある届出である場合等、その届出内容について精査する必要があると判断した場合
- ヘ その他安定所長が必要と認めた場合

3. 照合事務省略の範囲

照合事務省略ができない届出	確認書類の具体例
短期雇用特例被保険者にかかる届出	出勤簿、賃金台帳、雇入通知書等
雇用保険被保険者離職証明書	退職届、雇用契約書、解雇通知書、就業規則等 (離職理由の確認できるもの)
役員または事業主と同居の親族または在宅勤務者にかかる資格取得届	兼務役員雇用実態証明書、 同居の親族雇用実態証明書、在宅勤務雇用実態証明書、 出勤簿、賃金台帳、他実態確認書類等
高年齢雇用継続給付の受給資格確認にかかる 生年月日の確認できる書類	運転免許証、住民票記載事項証明書等
育児休業給付金の受給資格確認にかかる 出産日の確認できる書類	母子健康手帳、育児休業申出書等
介護休業給付金の受給資格確認に係る書類	介護休業申出書、住民票記載事項証明書等

4. 指定の取消

- 記2の指定基準等必要な要件を欠くに至ったとき、安定所が開催する研修会に参加しない場合、
または行政の正当な指示・指導に応じないとき等
- 取消があった日以降は、各届出書類について関係書類の添付が必須となる